

山梨県子どもの学習・生活支援事業 業務委託仕様書

1 事業目的

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、行政機関や福祉団体、地域住民等と連携・協働しながら、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援を行い、学習意欲を高め、学力の向上等を図るとともに、居場所の提供等を行い、日常生活習慣の形成や社会性の育成等を図ることをもって、子どもの貧困の連鎖を防止することを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

3 事業対象地域

山梨県内の町村とする。実施箇所は1町村1箇所を原則とするが、支援対象者の申込状況（地域性、学校区等）に応じて、県、受託者、実施町村で調整し、実施するものとする。

4 支援対象の要件

3の町村に居住する次の世帯の中学生及び高校生とし、6の（2）の事業についてはその保護者も対象とする。ただし、中途退学又は未進学等により学校に在籍していない子どもや、家計急変世帯の子ども等、県や実施町村が必要と認める場合には、支援対象とすることができる。

- （1）生活保護受給世帯
- （2）就学援助制度利用世帯
- （3）ひとり親世帯
- （4）生活困窮等により支援を必要と認める世帯

5 支援対象者数

3の地域において、県が想定する支援対象者数は別紙「令和3年度支援対象者見込数」のとおりであるが、想定を超えるまたは下回る場合には、県、該当町村、受託者、支援対象者（保護者含む）で協議し、支援対象者の状況を踏まえ、6の（1）から（3）による学習・生活支援方法を決定するものとする。

6 事業内容

(1) 学習支援

受託者は、学校の勉強の復習、学習意欲向上への支援及び高校受験対策などの学習指導を、支援対象者の学習意欲、学習到達度などのレベルに応じて実施すること。また、必要に応じて、体験活動（調理実習、農業体験、年中行事の体験や企業訪問、大学見学等）の場を提供すること。

(2) 生活支援

受託者は、子どもの状況に応じた安心して通える場を提供し、日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談について親身に対応すること。また、必要に応じて、福祉行政（県、町村）、教育行政（町村教育委員会、学校）、町村社会福祉協議会や特定非営利活動法人などの支援団体などと情報共有・交換するとともに、支援対象者をこれらの機関や支援につなげること。

(3) 具体的な支援方法

上記(1)における支援方法は、中学生及び高校生を集合させての学習指導（以下「集合型学習」という。）、または、オンラインにより学習指導（以下「オンライン学習」という。）するものとする。また、(2)については、支援対象者のプライバシーに配慮した方法で、支援対象者と相談の上実施とすること。

7 実施方法

(1) 支援対象者の決定

4の要件を満たす支援対象者の中から、県において決定するものとする。

(2) 実施場所

中学生及び高校生を集合させて学習指導等を実施する場合（以下「集合型学習」という。）は、徒歩、自転車又は公共交通機関等で容易かつ安全に参加できる原則町村から無償提供された公的施設活用することとし、必要に応じて支援対象者の状況に適した場所で実施すること。ただし、町村から無償提供された公的施設が使用できない場合や体験学習を行うなどの場合はこの限りではないが、支援対象者に特別な負担が生じないようにすること。

また、オンラインにより学習指導を実施する場合（以下「オンライン学習」という。）は、支援対象者の意向、対象家庭におけるインターネット環境等（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の所有及び家庭内における利用方法、インターネット接続等）を確認の上、実施することとする。

(3) 実施回数

- ①県と受託者による契約の締結後、速やかに開始するものとし、実施回数は、年末年始（令和3年12月29日～令和4年1月3日）及び祝祭日を除く、令和4年3月31日までの週1回（1回あたり午後6時から午後10時）までの

実施を原則とする。ただし、その他やむを得ない事情により実施間隔や実施回数を減らす場合は、本来行われるべき学習・生活支援が低下しないよう考慮しなければならない。なお、生活支援については随時実施するものとする。

- ②受託者は、学習・生活支援を実施する日程及び時間帯について、上記（２）の実施場所と合わせ、実施町村と（オンライン学習の場合は支援対象者を含め）協議のうえ決定し、支援対象家庭に連絡すること。

（４）配置職員

本事業を実施するにあたり、受託者は次の職員を配置する。

集合学習においては、各実施場所に下記①を１名配置し、支援対象者の数に応じて、学習・生活上の個別相談に適切に対応できる下記②を配置すること。（概ね支援対象者７名に対して１名の②を配置するものとし、６名以下の場合は、支援対象者を安全・安心に支援する体制が十分に確保でき、かつ、学習支援管理者が学習支援員を兼務できる状況であれば、１名配置による実施も可能とします。）また、下記③は常時配置する必要はないが、支援対象者が相談を希望する日時に対応が可能となるように配慮すること。

オンライン学習においては、下記①～③が果たす役割に対応できる職員が対応すること。

①学習支援管理者

日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談に対応できる、教員OBや社会福祉士及び相談業務経験者または相当の能力のある者

②学習支援員

中学及び高校相当の学習内容を個別指導する能力を有している者

③生活支援員

日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談に対応できる者

（５）事務手続

- ① 本事業の利用を希望する保護者は、学習支援利用申込書（別紙様式１）を、町村経由で県へ提出する。
- ② 県は、受託者あて学習支援利用申込書の写しを提供する。
- ③ 受託者は、上記②に基づき、学習支援利用者名簿（別紙様式２）を作成する。
- ④ 受託者は、利用開始前又は利用開始後において、必要に応じ保護者（支援対象者の同席も可）と面接を行い、本事業の目的、支援方法、支援対象者の学習目標の設定等、保護者へ十分な説明を行うこととする。
- ⑤ 学習支援の利用の中止を希望する保護者は、実施町村または受託者を經由して学習支援利用中止届（別紙様式３）を県へ提出する。
- ⑥ 県は、受託者あて学習支援利用中止届の写しを提供する。

⑦ 受託者は、学習支援活動日誌（別紙様式4）を作成し保管行うとともに、その写しを県に提出をする。

(6) その他

① 本事業に参加する支援対象者の参加費用は無料とする。ただし、支援対象者が実施場所に通う交通費は支援対象者の自己負担とするが、支援対象者に特別な負担が生じないように考慮すること。

② 年1回以上、学習到達度や学習意欲度の確認、学習支援への希望などを把握するため、支援対象者に対して学習支援の時間内に個別面談を実施すること。

③ 年2回以上、委託事業の質の向上を図るため、支援対象者及びその保護者に対してアンケートを実施すること。

8 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施するうえで個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 対象経費

① 対象経費の種類

対象経費は次のとおりとする。

報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金

② 本業務を通じて、支援対象者が怪我をした場合又は受託者が損害賠償責任を負った場合等の補償に対する保険加入費用は対象とする。受託者は、受託した

③ 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、予め県の許可を得た上、業務の一部を再委託できるものとする。

(4) 広報

事業対象地域において、支援対象者が本事業による支援を受けることができる

よう、関係機関に対するチラシの配付による広報を適切に行うこと。

(5) 事業の報告

①受託者は、学習支援及び生活支援の当該月の支援対象者及び支援内容を、学習支援活動日誌（別紙様式4）の写し、学習支援実施状況報告書（別紙様式5）により、翌月10日までに遅滞なく県に提出すること。

②県は①で提出を受けた書類に不明点がある場合は、受託者に書面にて状況説明を求めることができる。その際、受託者は速やかに書面にて回答を提出しなければならない。

(6) 地域連携

受託者は、必要に応じて、福祉行政（県、町村）、教育行政（町村教育委員会、学校）、町村社会福祉協議会や特定非営利活動法人などの支援団体などと連携して事業を実施すること。特に、町村とは常に利用者の情報を共有し、適切な支援につなぐよう事業を実施すること。

(7) 世帯全体の支援

子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援機関等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

(8) 自立相談支援機関との連携

受託者は、自立相談支援機関（山梨県社会福祉協議会）が主催する「生活困窮者自立相談支援事業連絡会議」に出席し、学習・支援事業の概要や進捗状況等を資料で提供し、関係機関との情報交換を行うように努めること。

(9) その他

県は、必要があると認めるときは、本仕様に定める内容を変更することができる。この変更の内容については、県、受託者の協議のうえ、書面によりこれを定める。

【別紙】

令和3年度当初支援対象者見込数

	町村名	積算上の支援対象者数
1	市川三郷町	15名
2	身延町	3名
3	南部町	4名
4	富士川町	3名
5	昭和町	15名
6	西桂町	3名
7	忍野村	11名
8	鳴沢村	3名
9	富士河口湖町	15名
計	9町村	72名